

糖尿病、高血圧症、脂質異常症で通院中の方へ

令和6年6月の診療報酬改定において、これまで算定してきた「特定疾患療養管理料」の対象疾患のうち、「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧症」が除外となります。

「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧症」が主病で通院中の方には、患者さんごとの「療養計画書」を作成し、総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定することとなりました。

診察の際に計画書について説明を受けたのち、計画書にサインをいただきます（初回のみ）。

窓口負担も一部変更がございますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

総合花巻病院 医事課